

No.	カテゴリー	質問	回答
1	補助対象	具体的にどのような経費が補助対象になるか。	修学旅行を延期又は中止した場合に発生したキャンセル料について、本来保護者等が負担することとなる経費を補助事業者（学校設置者）が負担した場合における経費が対象となります。 ただし、延期又は中止により発生するキャンセル料でない費用については、補助の対象外になります。
2	補助対象	【小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の場合】 補助対象となる修学旅行は具体的に何を指すのか。 研修旅行や遠足などは含まれるのか。	名称の如何を問わず、学習指導要領の特別活動に位置づけられており、原則として学校、学年もしくは学級全員が参加し、かつ宿泊を伴うものが対象になります。 なお、当初は宿泊を伴う修学旅行であったが、やむを得ず、当該修学旅行を日帰りに変更したものがキャンセルになった場合も補助対象に含まれます。 ただし、教育課程外の研修旅行や宿泊を伴わない遠足などの行事は、本事業の補助対象外です。 【例】 ①「スキー合宿」という名称で、高校2年生の「修学旅行」を実施している ⇒名称の如何を問わず、「修学旅行」として実施している場合は、本事業の補助対象となります ②希望者を募り、任意参加の研修旅行を実施している ⇒本事業の対象は「修学旅行」であるため、本事業の補助対象外となります ③「修学旅行」ではなく、高校1年生の「オリエンテーション合宿」を実施している ⇒本事業の対象は「修学旅行」であるため、本事業の補助対象外となります
3	補助対象	海外修学旅行は対象になるのか。	補助対象となる修学旅行の行き先には制限を設けておりません。 よって、国内旅行・海外旅行を問わず、補助対象となる要件を満たしておれば、補助の対象となります。
4	補助対象	実施する修学旅行について、参加を予定していた特定の児童生徒が、出発日の直前又は旅行中に参加を取りやめたことで生じたキャンセル料は補助の対象になるのか。	本事業は、保護者等の経済的負担軽減を図ることを目的にしていることから、学校単位での修学旅行の延期又は中止だけでなく、特定の児童生徒が新型コロナウイルス感染症対策に関連する合理的な理由をもって参加を取りやめた場合も補助対象となります。 しかし、その他の事由（急な家庭の事情等による不参加など）については、本事業の補助の対象外となります。
5	補助対象	修学旅行の参加予定児童生徒のうち、特定の者が出発日の直前に参加を取りやめるに至った事由のうち、補助対象となる新型コロナウイルス感染症対策に関連する内容とはどういったものか。	補助対象となる新型コロナウイルス感染症対策に関連する内容としては、次のようなものを想定しております。 【例】 修学旅行の出発日の直前において、 ・当該児童生徒又はその保護者等が新型コロナウイルスの陽性者・濃厚接触者と特定された場合 ・当該児童生徒又はその保護者等がPCR検査の受検待ち・結果待ちの場合 ・当該児童生徒又はその保護者等に発熱・風邪症状があり、新型コロナウイルスに罹患した恐れがある場合 ・当該児童生徒が修学旅行に参加することにより生じる新型コロナウイルス感染症の罹患リスクについて、合理的な理由があると学校長が認めた場合
6	補助対象	教師等の引率者に係るキャンセル料は対象になるか。	本事業は、保護者等の経済的負担軽減を図ることを目的にしていることから、教師等の引率者に係るキャンセル料は補助の対象外になります。
7	補助対象	修学旅行の延期又は中止に伴うキャンセル料だけでなく、延期した場合の追加的費用（割増料金等）も補助の対象になるか。	修学旅行の延期に伴い、企画内容に変更があった場合、宿泊施設や利用交通機関に係るキャンセル料が発生したときは、当該キャンセル料については補助対象となります。 しかし、実施計画の変更に伴い発生した追加的費用（実施時期が閑散期から繁忙期に変更したことによる割増料金等）は、補助の対象外となります。
8	補助対象	修学旅行の出発後、事情の変化により、急遽予定が変更となり、企画内容の一部取りやめにより発生したキャンセル料は対象になるのか。	修学旅行の内容の一部を取りやめたことで発生したキャンセル料についても補助の対象に含まれます。

No.	カテゴリー	質問	回答
9	補助対象	修学旅行の出発後、発熱等の症状が出た児童生徒が発生した場合、当該児童生徒が参加中の修学旅行を途中で取りやめたときは補助の対象となるのか。	当該児童生徒が参加を取りやめたことで発生するキャンセル料は補助の対象となります。 ただし、内容の変更による追加的経費（宿泊施設の分離に伴う割増料金等）については補助の対象外です。
10	条件	対象となる修学旅行の実施時期は具体的にいつか。	令和2年4月1日以降に出発し、かつ令和3年3月31日以前に帰着を予定している修学旅行が対象となります。
11	条件	対象期間に修学旅行の一部期間しか含まれていないが、その場合は対象になるか。	補助の対象外となります。 修学旅行の出発予定日及び終了予定日ともに令和2年度内であるもののみ補助対象となります。
12	条件	いつまでに旅行事業者等から請求されたキャンセル料が対象になるか。	交付申請時の添付書類として、旅行事業者等から請求された内容が確認できる書類を提出してもらうことから、交付申請時前までに請求されたものが対象となります。
13	条件	いつまでに支払いをしたキャンセル料が補助の対象となるのか。	交付申請時の添付書類として、旅行者等へ支出したことが確認できる書類を提出してもらうことから、交付申請時前までに請求されたものが対象となります。
14	条件	交付申請書の提出締切後にキャンセル料を請求された場合は、どうなるか。	本事業の補助の対象外となります。 なお、業務執行の都合上、提出期限を過ぎた交付申請書の提出は受け付けられませんのでご承知おきください。
15	条件	旅行者等からキャンセル料の請求があり、保護者等が負担する修学旅行積立金（又は当該積立金から支出した前払金）との相殺により、既にキャンセル料を支払っている。 この場合、補助の対象となるのか。	本事業は、本来保護者等が負担することとなる経費を補助事業者（学校設置者）が負担した場合における経費を補助するものとなります。 よって、補助事業者が当該キャンセル料全額を経費負担していない場合は、本事業の対象外となります。 しかし、既に当該キャンセル料を保護者等が負担している状況にあつては、後日に当該キャンセル料を補助事業者が補填することで、補助事業者による負担があつたものと見なします。
16	条件	補助事業者（学校設置者）が保護者等の負担する修学旅行積立金を補填することにより保護者等の負担軽減を図る場合、その補填作業（清算作業）はいつまでに行う必要があるのか。	交付申請時の添付書類として、キャンセル料に係る保護者等の負担経費がないことを確認することから、交付申請時前までに補填作業（清算作業）が完了しているものが対象となります。
17	手続き	この補助金は、旅行事業者等に直接支出されるのか。	本事業の補助事業者は学校設置者となります。 そのため、大阪府から旅行事業者等に対し、キャンセル料を直接支出することはできません。
18	手続	交付申請書を提出するにあたって必要となる添付資料はどのようなものか。	交付申請書に付属する事業計画書（別添（様式第1号））を提出する際には、次の添付書類①から④（様式問わず、既存資料可）を提出してください。 なお、事業計画書の記載内容の確認のため、添付資料における該当部分を黄色マーカーで塗布して提出してください。 ----- 【添付書類】 ①当初予定していた修学旅行（宿泊を伴うもの）の内容が確認できる書類 ②当初予定していた修学旅行の延期又は中止したことが確認できる書類 ③補助対象経費の内容が確認できる書類 ④補助対象経費において、保護者等や旅行者等へ支出したことが確認できる書類